

はじめに

「いじめの防止等のための基本的な方針」策定にあたって

本校では、平成25年度に、学校におけるいじめの防止対策の第一歩として「いじめ防止委員会」を設置し、学校全体で速やかにいじめを察知し、対応できる態勢を整えた。また、平成24年度からは、全校生徒を対象としたいじめアンケートを実施して、いじめの実態把握に努めるなど、いじめ防止に対する対応策を講じてきた。

これらの対策をさらに実効あるものとし、いじめ問題の発生しない学校を目指して、「武蔵野星城高等学校いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「武蔵野星城高等学校基本方針」という。）を定めることとした。

本方針は、生徒の尊厳を保持することを目的に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）法第13条の規定に基づき、全教職員が一体となって本校におけるいじめの防止等の活動を推進するための基本的な方針を策定するものである。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（法第2条1項より）

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

(2) 基本理念

いじめは、学校に在籍する全ての生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（法第3条より）

2 武蔵野星城高等学校基本方針の策定

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法13条の趣旨を踏まえ、国の基本理念及び県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じたいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

武蔵野星城高等学校基本方針では、本校の実情を踏まえ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、本基本方針が、本校の実情に即して機能しているか否かを点検し、必要に応じて見直す、というP-D-C-Aサイクルを盛り込むことにより、より実効性の高い取組を目指す。

具体的項目は、以下のとおりとする（各取組の具体的内容については次項に示す）。

- ① いじめの未然防止への取組
- ② いじめ早期発見への取組
- ③ いじめの早期解決への取組
- ④ いじめ問題に対応する校内組織
- ⑤ いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」への対応について
- ⑥ いじめの防止等に係る取組の検証・見直し

3 いじめの防止等のための対策の具体的内容

(1) いじめの未然防止への取り組み

ア いじめを未然に防ぐための指導実践

いじめは、どの生徒に対しても起こり得るという実態を踏まえ、本校では、全ての生徒がいじめに当たる言動をとらないようにするため、いじめの未然防止に重点を置いた指導を全教職員が一丸となって実践することとする。

いじめの未然防止の指導は、以下の4点にもとづき行うものとする。

(ア)「居場所づくり」のための指導

多くの生徒がいじめ加害に巻き込まれている事実に鑑み、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらないような、誰もが安心・快適に生活できる潤いに満ちた風土づくり（居場所づくり）を目指した指導を実践する。

(イ)「絆づくり」の指導

生徒一人一人が「いじめなんて、くだらないよね」と言えるように育つことを促す環境づくり（絆づくり）の指導を実践する。

(ウ)「自己有用感」を感じさせる指導

自分は他者から認められている、他者の役に立っているという「自己有用感」を一人一人の生徒に獲得させる指導を実践する。

(エ)「ストレスやストレスターの改善」を図る指導

いじめの背景には、ストレスやその原因となる要因（ストレスター）等が存在することに着目し、それらの改善を図るとともに、そのきっかけとなるトラブルを減らすなど、エスカレートを未然に防ぐための指導を実践する。

イ 教師の言動・姿勢

教師は常に、生徒が規律正しく、積極的な態度で授業や学校行事に参加し、充足感・達成感を得られるとともに、それらの活動をとおして個々の生徒が集団の一員としての自覚と自信を養えるように指導することが必要である。同時に、生徒同士が互いに存在を認め合い、いたずらにストレスにとらわれることのないような人間関係づくりを進めるよう指導しなければならない。いじめを未然に防ぎ、また、いじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするためには、教師一人一人が、日頃このような心がけ、姿勢にもとづく指導を行うことが重要である。

特に、以下の3点を大切にしよう留意したい。

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級はもとより、本校で学ぶ全ての生徒にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識をもって指導に当たる。
- ③ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

また、いじめに関する事例分析から、教師が直接的・間接的にいじめを生み出しているケースが見受けられるので、そのような状況に陥らないため以下3点を念頭に指導を行うものとする。

- ① 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合がある。
- ② 教師の無意識な言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合がある。
- ③ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合がある。

ウ 学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、日常生活環境としての学級づくりがきわめて重要である。このため各クラス担任は以下の4点に重点を置いた指導を展開し、学級づくりをすすめるものとする。

- ① 学級の生徒が安心して学校生活を送れる「居場所づくり」を目指した指導を心がける。
- ② 学級の生徒一人一人に活躍の機会を与え、意欲や達成感を味わえる指導を行う。
- ③ 礼儀やあいさつなどを通して、他者と協調し、調和して生きていく社会的能力を育てる。
- ④ 学級の生徒が悩みや不安を、担任にいつでも相談できるような信頼関係の構築に努める。

エ 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがストレスとなり、いじめ等の問題行動を生む要因の一つになると言われている。つまり、「学ぶ喜びを味わうことのできる授業」「成就感・達成感・向上感を感得できる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つであるといえるのである。このことを学校全体で認識するとともに、各教員が、そうした授業実践を目指して日々改善に取り組み、ひいては学校挙げて研究・実践に当たるものとする。また、生徒一人一人の学習能力や学習姿勢を的確に把握するため、教科を超えて、各生徒の学習成果等について情報交換を密にする。

オ 保護者同士のネットワークづくり

保護者会等の機会を活用し、学級規模での保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うなど、保護者間でのネットワークを活用したいじめ防止の取組みを展開する。

そのためには、学校としてのいじめ等に対する考え方や指導方針等を明確に伝え、生徒のみではなく、各保護者も生徒と協調して指導に当たることが必要であることを理解してもらう。

カ インターネットを通じて行われるいじめの防止

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図るため、以下の3点に重点を置いた指導を展開するものとする。

- ① 人権集会を定期的に行き、人権意識の啓発に努めるとともに、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等を活用し、インターネットをとおしてのいじめの防止を図る。
- ② 授業、ホームルーム等の日常的な活動の中において、担任や教科担当者が機会あるごとに情報モラルに関わる話題を生徒に提供できるように心がける。
- ③ 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者会等の機会を有効に活用して情報提供を行う。

(2) いじめの早期発見への取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、周囲からはいじめと気づきにくい、あるいは判断しにくい形で行われることが多い。教職員はこうしたことを再認識し、生徒同士の言動に対しても、いじめではないかとの疑いの眼を向けるよう心がけ、ささいな兆候であってもそれを見過ごしたり軽視したりすることなく、早い段階から関わりを持つようにするなど、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのため、日ごろから生徒を注意深く見守りつつ、生徒一人一人との強い信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く張り続けるよう心がける必要がある。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすいよう態勢を整え、いじめの実態把握に取り組むものとする。特に、次の3点に留意して、いじめの早期発見に努めるものとする。

ア 「いじめ発見のチェックポイント」等の活用

『彩の国生徒指導ハンドブック』「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」等を活用し、ささいな変化を見逃さない教員の意識改革や体制づくりをすすめる。

イ 教員間の連携

いじめに関わると感じられる兆候が見られたときには、一人の教員で抱え込むことなく、担任、学年主任、生徒指導担当者等と連携し、早期発見・対応に努める。

ウ いじめの早期発見に向けた検討・改善等

生徒向け・保護者向けアンケートの定期的な実施及び教育相談等をとおして、早期発見に努める。また、指導方針や内容、指導体制や方法、家庭・地域との連携の在り方等を常にチェックするとともに再検討し、改善を加えて、より効果的ないじめ対策をすすめるよう、学校を挙げて積極的に取り組む。

(3) いじめの早期解決への取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、最大限の教育的配慮を行う中、毅然とした態度で指導する。これらの対応は、武蔵野星城高等学校基本方針の理念に基づき、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、殊に以下の点に留意して取り組む。

ア いじめている生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながらいじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせるように指導する。また、いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ いじめられている生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。本人のプライドを傷付けることのないよう、共感的・受容的態度で接し、親身に、熱意を持って聴くという姿勢を保ち、学校は全力であなたをいじめから守ろうとしているのだということを当該生徒に理解させる。

ウ 周りではやし立てたりするなどの行為をする生徒への対応

はやし立てること等は、いじめ行為と同じであることを理解させる。

そのためには、自分のとった行為を被害者の立場に立って考えさせるなどし、そうした行為が、いかにいじめの加害者と同様であるかということに気付かせる。

エ 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、他者がいじめられている姿を傍観するという行為を、いじめられている被害者の立場に立って考えさせるなどし、そうした行為が、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

オ 学級全体の対応

いじめが発生した学級においては、担任が中心となり学級全体に対して以下の点に留意しながら指導に当たるものとする。

- ① 全ての人間は平等であり、あらゆる差別は許されない。
- ② 人間は絶対に一人では生きていけない。
- ③ 困っている人、苦しんでいる人などがいたら、見て見ないふりはしない。
- ④ 一人一人が自らの意思によって行動できる強い人間になる。
- ⑤ 自分は教師として、絶対にいじめは許さない。

カ 保護者への対応

いじめ問題が発覚した場合には、担任、学年主任及びいじめ防止委員会が中心となって各家庭への連絡内容を協議・統一し、速やかに対応する。発生した事実及びそれに対する学校の対応、今後の取組等について明確に伝えるとともに、学校の指導に対する協力及び生徒の心のケアをはじめとする家庭での指導を要請する。

キ 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

教職員が、生徒からいじめに関する相談等において、他校の生徒が当該いじめに係わっていること、あるいは他校の生徒に関するいじめの情報等に接した場合は、学校として、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(4) いじめ問題に対応する校内組織

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ア いじめ防止のための組織

本校では法22条の趣旨に基づき、「いじめ防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

イ 目的

委員会は、校長のリーダーシップの下、全職員が協力し、必要に応じて学校設置者とも適切に連携しながら、いじめ防止等の対策を実効的に行い、いじめ根絶に向けた取組を行うことを目的とする。

ウ 構成

委員会の委員は以下のとおりとする。

副校長、生徒指導主任、各学年主任、環境・保健主任。

なお、いじめ事案が発生した場合には、その実情に応じて当該生徒の学級担任及び部活動顧問等、当該生徒に関係する教職員を加えることとする。

エ 活動内容

- ① いじめ事案発生時の情報収集、初期対応等の指示及び集約。
- ② 家庭、地域、関係機関等との連携及び連絡・調整。
- ③ いじめ防止の基本方針・態勢等の検証・見直し。
- ④ 年間指導計画及び実施態勢づくり。

オ 委員会

年3回開催を基本とする。ただし、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

カ 学校法人への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を本校の設置者である学校法人へ速やかに報告する。

(5) いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

法第28条第1号の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が、当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、生徒が一定期間（概ね30日を目安とするが、状況によって目安にかかわらない）連続して欠席しているような場合、本校の判断によって、迅速に調査に着手する。

なお、いじめられて重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたととしても、重大事態が発生したものとして直ちに報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は学校設置者である学校法人に対し、事態発生について報告するとともに、法第31条第1項に基づき、本校を所管する埼玉県知事にその旨を速やかに報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体・組織について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者である学校法人に報告し、法第22条に基づき設置された「いじめ防止委員会」が中心となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校法人が判断する場合や、本校の教育活動に著しい支障が生じるおそれがあるような場合には、専門的知識及び経験を有し且つ当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない外部の第三者の参加を図ることとする。

なお、法第28条第3項に基づき、本校が本調査を実施する場合、学校の設置者である学校法人は、調査及び情報提供等について必要な指導及び支援を行うものとする。

(エ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかなど、本校・教職員がどのように対応したかなど、事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査するよう心がける。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、学校の設置者である学校法人ならびに法第31条第2項に基づき県知事に対して積極的に報告及び資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むこととする。

なお、調査委当たっては、次のような配慮をする。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、他の生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際は、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。そうした広範な調査によって事実関係を確認した上で、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を丁寧に聴取し、生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うようにする。

○ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者に今後の調査についての方法等を伝え、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などとする

(オ) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することを認識し、その在り方については、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考として実施する。

なお、調査に当たっては、次の点に十分留意する。

- 遺族の要望・意見を十分聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 全校生徒及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡の背景にいじめの疑いがあることを踏まえ、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査など、詳しい調査を実施する旨、遺族に対して主体的に提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対してできる限り、調査目的、組織及び構成、期間、遺族に対する説明方法、結果の取扱いなどについて説明し、合意しておく。
- 調査を行う組織には、学識経験者や専門的知識を有する者であって当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学等からの推薦を受けて参加を図る。
- 資料や情報は、できる限り数多く、偏りのないよう収集する。また、分析は公平・公正且つ総合的に行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーを十分配慮するとともに、正確で一貫したものにしよう配慮する。殊に、初期の段階で、情報がないままに、トラブルや不適切な指導等がなかったと決めつけたり、断片的な情報にもとづく対応で誤解を与えたりすることのないよう、留意する。

なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、他の生徒の連鎖的な自殺を防ぐ意味からも、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にする。「New I's」の「II 自殺予防対策編『資料』」も参考にしたい。

(カ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。したがって、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校は、いじめの事案が発生した場合には、直ちに必要な調査を実施するとともに、いじめの防止のための活動を行う。その際、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明するとともに、その後も、必要に応じ、適切な方法で、経過報告を行う。なお、情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。個人情報保護を盾に、いたずらに説明を怠るようなことはしない。

アンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。また、調査を行うに際しては、学校の設置者である学校法人及び関係各機関から情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を受けることとする。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、学校の設置者である学校法人に報告した上で、おおむね2ヶ月以内に保護者の調査結果に対する所見を報告書に添付の上県知事への報告を行う。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告することとする。

(6) いじめの防止等に係る取り組みの検証・見直し

本校は、毎年3月に開かれる「いじめ防止委員会」において、当該年度における「武蔵野星城高等学校基本方針」にある各施策の効果を検証し、その結果に基づく改善を検討する。検討の結果を「主任連絡会」に報告の上、必要があると認められるときは、基本方針の改編や項目追加、計画及び施策の見直し等を行い、次年度4月当初に招集される「いじめ防止委員会」において策定される基本方針に盛り込むものとする。

この検証・見直しを通して、P-D-C-Aサイクルにおけるチェックを行い、より効果的ないじめ防止のための対策を全校一体となって実践するために必要な措置を講ずるものとする。

〈平成26年度 いじめ防止年間指導計画〉

	1学年	2学年	3学年
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教室（全校集会）（生徒指導部） ・「平成26年度武蔵野星城高等学校基本方針」策定（いじめ防止委員会） 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年、各分掌におけるいじめ防止への取り組み策定 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回生徒対象いじめアンケート調査（生徒指導部） 		
7月			
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成26年度武蔵野星城高等学校基本方針」前期評価・改善検討（いじめ防止委員会） 		
10月			
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅強調月間 		
12月			
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査（生徒指導部） 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成26年度武蔵野星城高等学校基本方針」年間評価及び公表（いじめ防止委員会） 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 問題の検証及び新年度の取り組みの検討（いじめ防止委員会） ・平成26年度 いじめ防止委員会年次報告の検証及び次年度取り組み方針の決定（主任連絡会） 		